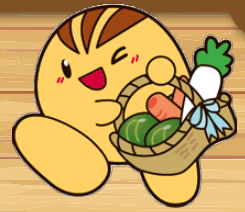


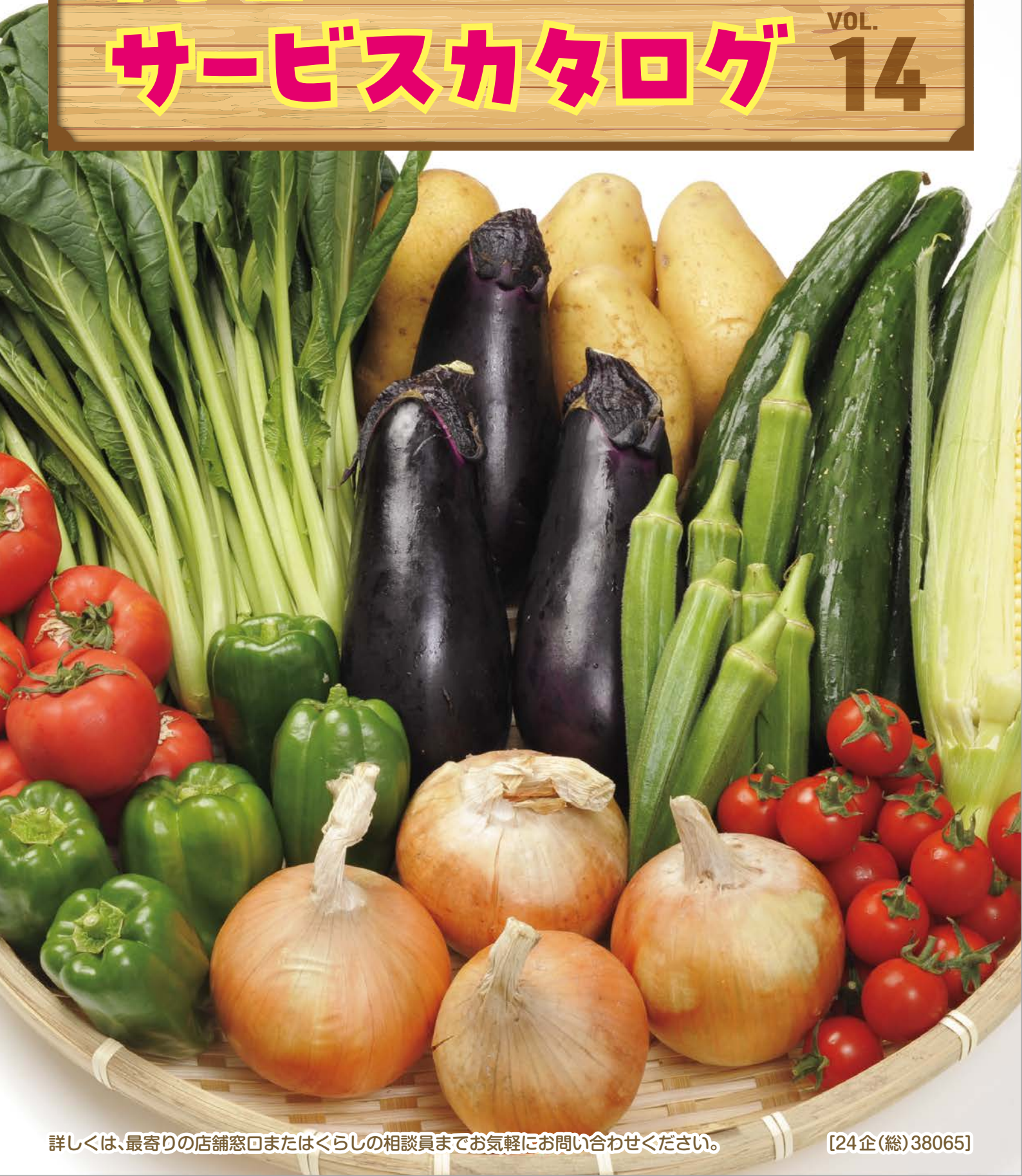
JA兵庫六甲

総合ポイント サービスカタログ



VOL.

14



詳しくは、最寄りの店舗窓口またはくらしの相談員までお気軽にお問い合わせください。

[24企(総)38065]

総合ポイントサービス 終了のお知らせ



平素よりJA兵庫六甲をご利用いただきまして
誠にありがとうございます。
この度、総合ポイント全国システムのサービス終了に伴い、
ご愛顧いただいていた総合ポイントサービスを

令和8年3月末をもって終了

させていただきますこととなりました。

また、ポイントマシーンにつきましては、

令和7年6月30日をもって稼働が終了し、

以下の取り扱いが出来なくなりますので、併せてお知らせ申し上げます。

(直売所等レジでの加算・値引きにつきましては、令和8年3月31日までご利用可能です。)

～ 令和7年6月30日 取り扱い終了内容 ～

- ・来店ポイントの加算
- ・JA事業利用券の発券
- ・ポイントマシーンを利用したJAポイントの各種照会
- ※・ポイントマシーンを利用したキャッシュバック
- ※・ポイントマシーンを利用したJAポイントをニコスポイントへ交換
- ※・ポイントマシーンを利用したカタログ品との交換申込

※ **キャッシュバック、ニコスポイントへの交換およびカタログ品との交換申込**につきましては、
令和8年3月末まで支店窓口にて専用の用紙での申請が可能です。
詳しくは最寄りの支店窓口までお問い合わせください。

総合ポイントサービス ろくちゃんからのお知らせ！

ポイント還元申込時の利用ポイントの優先順位について

令和2年11月に実施いたしました全国センターによるシステムメンテナンスに伴い、ポイント値引き、カタログ交換、事業利用券等でポイント還元をされた際の利用ポイントの優先順位が以下のように変更となっております。

変更前 ①ポイント加算日の古いポイント



変更後 ①キャッシュバック不可能ポイントのうち、
加算日の古いポイント

②上記以外で加算日の古いポイント



※キャッシュバック不可能ポイントにつきましては、ポイントマシンにて照会いただいた際に表示される「残高ポイント」と「キャッシュバック等可能ポイント」との差額になります。
ポイントをご利用いただく際にご注意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

ポイントのご利用方法について

①農協市場館、グリーンセンターでのお買い物の際に

1ポイント = 1円で利用

農協市場館、グリーンセンターでの事業利用券によるポイント利用（100円単位）に加えて、1ポイント単位のポイント利用（現金値引き）ができます。

②総合ポイントカタログ品との交換

③キャッシュバック（1,000JAポイントから）

（JAポイントを現金に還元し、翌月20日に指定口座へお振込み）

④ポイントマシンにてJA事業利用券の発券

（100円券・500円券・1000円券）※令和7年6月末まで

⑤JAポイントをニコスポイントへ交換

（200JAポイントから）

総合ポイントサービス カタログ品

神戸ビーフ

厳しい審査基準をクリアした神戸ビーフは、サシ（脂肪分）がいった霜降りの状態です。口の中でサシが溶ける、上質な味わいをご堪能ください。

通年

冷蔵



EI-01
神戸ビーフ
サーロインステーキ
約200g × 3枚

18,100JAポイント

通年

冷蔵



EI-02
神戸ビーフ
サーロインステーキ
約200g × 2枚

12,100JAポイント

通年

冷蔵



EI-03
神戸ビーフ
ステーキ
約700g

12,800JAポイント

通年

冷蔵



EI-04
神戸ビーフ
すき焼き
約600g

16,200JAポイント

通年

冷蔵



EI-05
神戸ビーフ
しゃぶしゃぶ
約600g

16,200JAポイント

通年

冷蔵



EI-06
神戸ビーフ
焼肉セット(霜降・赤身)
約700g

12,100JAポイント

六甲和牛

六甲山系のおいしい水で育った六甲和牛は赤身と脂身のバランスが程よいのが特徴です。きめの細かい柔らかな肉質を好む方に。

通年

EI-07
六甲和牛
コースすき焼き
約1kg

10,500JAポイント

冷蔵

通年

EI-08
六甲和牛
カルビ焼肉
約1kg

9,500JAポイント

冷蔵

通年

EI-09
六甲和牛
サーロインステーキ
約1kg

11,300JAポイント

冷蔵

【営農経済事業部カタログ品の注意事項】 ●カタログ品は、ご登録の住所へ宅配にてお届けいたします。※宅配日の指定はできません。 ●カタログ交換品は、本店事務局受付後、20日以内を目処にお届けいたします。※天候や気候により、カタログ品が20日以内にお届けできない場合がございます。 ●同時に複数のカタログ品をお申し込み頂いた際に、同梱できず個々に届く場合がございます。 ●農産物等につきましては、天候・気候の影響による品薄の場合や、特定の期間（9月末・3月末）カタログ交換品の受付を停止させていただく場合がございます。 ●期間限定品は期間中以外はお申し込み受付できません。 ●天候や気候により農産物等のお申し込み受付期間が前後することがございます。 ●営農経済事業部カタログ品に関しましては、気候や天候などにより、交換ポイント数・容量等が変更となる場合がございますが、ご了承頂きますよう、お願いいたします。 ●数量限定品は数に限りがございますので、在庫がなくなり次第、お申込み受付を中止することがございます。 ●しいぎ狩りご招待券は郵送でのお届けとなり、有効期限は、ご招待券発送日より3ヶ月後の末日までとなります。ご招待券が届き次第お申込み会員様ご自身で農園までご予約をお願いいたします。 ●写真はイメージです。

総合ポイントサービス カタログ品

三田牛

三田盆地特有の気候が、やわらかく肉本来の味を楽しむことができる“三田牛”を育みます。
知る人ぞ知る銘牛“三田牛”をお召し上がりください。

通年

冷蔵



EI-10
三田牛
すき焼き用
(ウデ、カタ、モモ、バラ)
約650g

10,000JAポイント

通年

冷蔵



EI-11
三田牛
すき焼き用
(ウデ、カタ、モモ、バラ)
約380g

6,000JAポイント

通年

冷蔵



EI-12
三田牛
しゃぶしゃぶ用(カタ・モモ)
約600g

10,000JAポイント

通年

冷蔵



EI-13
三田牛
しゃぶしゃぶ用(カタ・モモ)
約350g

6,000JAポイント

通年

冷蔵



EI-14
三田牛
しゃぶしゃぶ用(ロース)
約550g

10,000JAポイント

三田ポーク

三田市の自然に恵まれた環境でのびのびと育っています。
豚肉特有のくさみがないので、どんなお料理にも合わせやすくジューシーでパサつきません。

EI-15
豚ロース
しゃぶしゃぶ
約600g
豚ロースステーキ
約120g×5枚

4,000JAポイント

通年

冷蔵



EI-16
豚ロース
しゃぶしゃぶ
約600g
豚ヘレ
一口カツ用セット
約550g

4,000JAポイント

通年

冷蔵



EI-17
豚肩ロース
しゃぶしゃぶ
約600g
豚肩ロースステーキ
約120g×5枚

4,000JAポイント

通年

冷蔵



EI-18
豚ロース
しゃぶしゃぶ
約600g
豚ロースステーキ約120g×5枚
豚ヘレブロック1本約550g
豚肩ロースブロック約600g

9,000JAポイント

通年

冷蔵



酒

三田市産山田錦を使用。超軟水で仕込み、じっくり熟成させたお酒です。冷や、常温で上品な香りをお楽しみください。



神戸市北区産山田錦を使用。上品で豊かな香りとフルーティーな味わいが特徴です。冷酒でどうぞ。



EI-19
純米大吟醸
「三酔」720ml
通年
2,800JAポイント

EI-20
兵庫六甲
大吟醸720ml
通年
3,300JAポイント

武庫川流域を中心に、自然豊かな田園と自然が広がる三田にて、山田錦部会の生産者が丹精込めて栽培した酒米「山田錦」を使用したやや辛口のお酒です。



三田産山の芋の上品な味と山田錦特有のフルーティーな香りが合わさった商品に仕上がっています。



EI-21
純米酒
郷の香 720ml
通年
1,452JAポイント

EI-22
山の芋焼酎
よいいも。720ml
通年
2,200JAポイント

野菜・花・加工品・その他

農作物に関しましては、収穫時期、交換ポイント数が変更になる場合がございます。交換お申込みの際は、お近くの支店・出張所へお問い合わせください。



神戸市西区産のぶどうです。心を込めて作られた、甘さと酸味の絶妙なバランスのぶどうをお楽しみください。

EI-23
神戸西 ぶどう
約2kg
8月中旬～9月下旬
4,300JAポイント



神戸市西区産の梨です。甘く香り高い、都市近郊農園ならではの完熟梨をお楽しみください。

EI-24
神戸西 梨
約3kg
8月中旬～9月中旬
4,300JAポイント



神戸市西区産の柿です。果肉はきれいなレモン色で、サクサクとした食感と爽やかな甘さをお楽しみください。

EI-25
神戸西 太秋柿
約2kg
10月中旬～11月上旬
2,300JAポイント



野菜・花・加工品・その他



神戸市北区淡河のユリです。凛と咲く白い花のとても美しい立ち姿を、ぜひ一度手に取ってお楽しみください。

EI-26
神戸北・淡河 ナリ
約10本
7月中旬～10月中旬
2,200JAポイント



神戸市北区淡河のチューリップです。春を感じさせる豊かな色合いのチューリップはプレゼントに最適です。

EI-27
神戸北・淡河 チューリップ
約10本
12月下旬～3月中旬
1,800JAポイント



北摂栗は宝塚・猪名川・川西地区で収穫される伝統ある栗です。ぶっくりとした実はまさに栗の王様です。ぜひお召し上がりください。

EI-28
北摂栗(銀寄)
約2kg
9月下旬～10月中旬
5,000JAポイント



厳選された大粒の丹波黒大豆です。煮豆にすると、色つやがあり香りが広がり、極上の食味となります。

EI-29
三田 黒大豆
約250g
12月
1,500JAポイント



三田市産の黒大豆枝豆です。丹波黒大豆の栽培に適した気候風土により栽培され、大粒で強い甘味と独特のコクが特徴です。

EI-30
三田 黒大豆枝豆 (贈答用箱入)
約2kg(2束)
10月中旬
3,000JAポイント



三田市の独特の気候風土と土地に恵まれ、古くから好評を得ています。強いねばりが特徴の山の芋です。

EI-31
三田 山の芋 特選 (贈答用箱入)
約2kg(5～8個入り)
11月～12月
5,100JAポイント



JA 兵庫六甲の地域内で栽培された新鮮野菜の詰め合わせです。太陽と大地のめぐみをお召し上がりください。

EI-32
おすすめ野菜の詰め合わせ
約11種類
通年
2,300JAポイント



阪神地域のトマトを使用。【HOT】はパスタソースやエビチリに。【MILD】はサラダやフライ、春巻きに。レシピ付きです。

EI-33
ピリッとトマト HOT 170ml
EI-34
ピリッとトマト MILD 170ml
10月～2月
378JAポイント

「北神みそ」を原料にして開発した万能ドレッシング。田楽、焼肉、サラダなどにかけてお召し上がりください。甘めの味付けでお子さまもおいしく召し上がっていただけます。



EI-35
北神みそどれ
300g
通年
540JAポイント

野菜・花・加工品・その他

お茶の栽培に適した三田市母子の高品質なお茶です。深く上品な味わいをお召し上がりください。



EI-36
三田 母子茶セット
(上煎茶×2)
約160g

2,116JAポイント

7月～
3月

通年

猪名川町で栽培された原木しいたけを使用した乾燥しいたけです。肉厚で香りのよいしいたけをご堪能ください。



EI-37
猪名川
乾燥しいたけ
約150g

1,944JAポイント

通年



尼崎で育った小松菜を使って丁寧につくりました。パスタやチャーハンに混ぜても、ごはんや冷奴にのせて食べてもやみつきになる美味しさです。

EI-38
小松菜のやみつきオイル
150g

600JAポイント

通年



JA兵庫六甲管内のお米(うるち米)をきめ細かく製粉しています。和菓子や料理にも手軽に使えます。

EI-39
米粉
5袋(1袋200g入り)

770JAポイント

通年



旨味と甘味、爽やかな酸味のトマトピューレにゴロっと大きくカットした完熟トマトの果肉(約2.5個)を漬け込んでいます。そのまま食べるのはもちろん、パスタやソースに調理できます。

EI-40
ゴロっとトマト
330g

480JAポイント

9月～
12月

通年



三田米と県内産白大豆、赤穂のあらなみ塩を使った、減塩無添加の手作りみそ。なつかしいおふくろの味を是非!

EI-41
やまびこ味噌
1kg

1,202JAポイント

通年



神戸市北区産の良質米と大豆、赤穂の天塩を使って、安心・安全な食品を提供したいという思いから食品添加物や保存料などは一切使わない昔ながらのおみそです。

EI-42
北神みそ
500g

650JAポイント

冷蔵

通年

ご招待券

猪名川町の恵まれた自然のなか育った原木しいたけは深い味わいがあります。年間を通してしいたけ狩りをお楽しみ頂けます。



EI-43
猪名川 仲しい茸園
しいたけ狩りご招待券
(1名さま)

1,650JAポイント

4月～
11月

通年

総合ポイントサービス カタログ品

雑誌



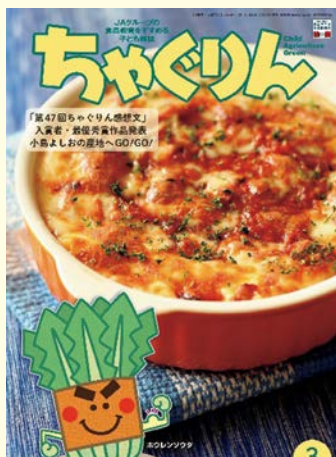
「家の光」は協同のころをはぐむ雑誌として1925年に創刊。女性はもちろん、家族みんなで楽しく読める総合家庭雑誌です。

SE-01 6・8月 各号 629JAポイント

SE-02 4・5・7月 各号(付録付き) 922JAポイント

SE-03 9～3月 各号(別冊付録付き) 900JAポイント

※12月号の別冊付録は家計簿ではありません。家計簿は別売りとなります。



「いのち・自然・食べ物・健康・農業」の大切さを小学生に伝え、思いやりと助け合いの精神をはぐむ雑誌を目指しています。

SE-04 5・6・7月 各号 492JAポイント

SE-05 4・8月 各号(付録付き) 576JAポイント

SE-06 9～3月 各号 600JAポイント

※2025年度は1・4・8月号のみ付録付きです。



「地上」は1947年に創刊された「農と食の総合誌」です。読者対象は、地域農業の担い手、JA 青年部員、役職員層が中心です。

SE-07 5・6・7・8月 各号 618JAポイント

SE-08 4月号(付録付き) 680JAポイント

SE-09 9～3月号(11月号のみ 増ページ特大号) 750JAポイント



2002年に創刊した日本ではじめての家庭菜園雑誌です。菜園生活を通じて「自然と暮らす豊かなライフスタイル」を提案します。

SE-10 春・初夏・夏号 各号 922JAポイント

SE-11 秋・冬・春準備号 各号 1,100JAポイント

【注意事項】 ●家の光・地上・ちゃぐりんについては毎月発行、やさい畑については奇数月の月初発行となります。 ●お申し込み時点での最新号のお渡しとなります。バックナンバーをご希望の際は金融店舗窓口までご相談ください。 ●雑誌はお申し込み店舗でのお渡しとなります(本店事務局受付後、20日以内を目処にお届けいたします)。 ●各号1冊あたりのJAポイント数となります。 ●写真はイメージです。

総合ポイント会員規約

兵庫六甲農業協同組合（平成28年4月1日）

この規約は、お客様と兵庫六甲農業協同組合（以下、「当JA」といいます。）との間で、当JAがお客様の当JAの利用内容や取引内容に応じてポイントを当JA所定の基準で提供する総合ポイントサービスに関する取扱いを定めたものです。

総合ポイントサービスの入会にあたっては、下記条項のほか、別途JAが定める各関連規定等が適用されることに同意したものとします。

第1条 総合ポイントサービスの申込資格・会員区分

総合ポイントサービスへの申込資格は、以下の条件のいずれかを満たす方で、申込時に総合ポイントサービスにかかる会員の地位を有していない方（以下、申込資格者といいます。）です。
また、会員区分は以下のとおりです。
・会員区分「JAポイント専用カード会員」：当JAの組合員（下記の「JAカード会員」を除く）
・会員区分「JAカード会員」：当JAでJAカード（本人会員）を申込み・発行された個人の方で、かつ振替口座を当JAに指定された方

第2条 入会方法

- 総合ポイントサービスの入会をご希望のお客様は、申込資格者であることを確認し、本規約を承認いただいた上で、所定の入会申込書の必要事項を全てご記入いただき、入会申込書を提出していただきます。
- 入会申込書をご提出いただいたのち、当JAが審査の結果入会を承認することにより、お客様は総合ポイントサービスの会員（以下、「総合ポイント会員」といいます。）となります。当JAは入会承認後、総合ポイント会員に対して総合ポイントサービスを利用するためのカードを発行いたします。
- 前2項の規程にかかわらず、当JAが認めた場合に限り、入会申込書を省略して会員とすることができるものとします。

第3条 入会金・年会費

当JAの総合ポイントサービス入会金・年会費は無料です。ただし、JAカードの年会費は、別途JAカード会員規約に定めるところによります。

第4条 ポイントの加算

- 総合ポイント会員には、当JAの事業等の利用実績に応じてポイントが加算されます。なお対象となる事業・取引・加算されるポイント数・ポイント加算時期・ポイント加算条件等ポイントに関する詳細は、当JAが定める加算基準表によるものとします。
- 当JAが入会申込を承認した後の当JAの事業等のご利用がポイント加算の対象となります。
- ポイント累計は当JA各店舗で確認できます。

第5条 ポイントの利用

- ポイントは、当JA所定の方法・条件により利用することができます。ただし、所定の方法・条件を満たしていない場合にはポイントを利用できない場合があります。
- ポイントの利用にあたって、届出のあった氏名、住所に宛てて当JAがカタログ品等を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- ポイントの利用方法として、口座振込の方法によりキャッシュバックを選択することができます。キャッシュバック指定口座については、会員区分に応じて、「JAポイント専用カード会員」は出資配当金振込口座（本人口座に限る）、「JAカード会員」はJAカードの振替口座となります。「JAポイント専用カード会員」において、出資配当金振込口座が本人口座以外の場合は、本人口座へ変更していただくことで、キャッシュバックの選択が可能となります。）
- 総合ポイント会員が申込んだポイントの利用を、申込後に取消することはできないものとします。
- ポイントの有効期限は、当該ポイントの加算日から起算して2年を経過した後の最初の3月末となります。

第6条 届出事項の変更

総合ポイント会員の住所、氏名、電話番号等の届出事項に変更がございましたら、当JA所定の方法により直ちに当JAに届け出てください。お届けがない場合は、当JAは従前の届出事項によりご連絡・ご通知、ポイントの利用その他の取扱いを行うことでその責任を免れるものとし、仮にご連絡・ご通知が届かず、サービスを受けられない場合がありましても、一切の責任を負いません。なお、総合ポイントサービス以外のJA事業をご利用いただいている場合、別途変更届をご提出いただく場合があります。

第7条 会員カードの紛失・盗難・破損および再発行

- 会員カードを紛失・盗難された場合、一時利用停止のお手続きが必要となりますので、当JA所定の方法により直ちに当JAに届け出てください。
- 会員カードを紛失・盗難・破損された場合、再発行のお手続きが必要となりますので、当JA所定の方法により当JAに届け出てください。
- 会員カードが再発行された場合、残存ポイントは引き継ぐことができます。ただし、再発行のお届け出時のポイントが残存ポイントとなります。
- 会員カードの紛失・盗難等によりポイントが第三者に利用され、総合ポイント会員に万一損害が発生した場合でも、当JAは一切の責任を負いません。
- 会員カードの再発行には、手数料がかかる場合があります。
- JAカードを紛失・盗難・破損された場合は、三菱UFJニコス株式会社への連絡等別途お手続きが必要となります。

第8条 事故防止を目的とした本人確認

ポイントのご利用ならびに会員カード再発行の手続きに際して、不正取得による事故防止および不正使用防止を目的として、必要に応じて本人確認書類のご提示をお願いする場合があります。

第9条 譲渡・質入等の禁止

本契約に基づく総合ポイント会員の権利は、譲渡・質入、または第三者への貸与等はできません。ただし、同一居住世帯の総合ポイント会員であれば、当JA所定の手続きにより、ポイント残高を譲渡することができます。ポイントを譲渡する際は、最寄りのJA各店舗にお申し出ください。

第10条 会員区分の変更

- 個人の「JAポイント専用カード会員」は、JAカード（本人会員）の申込み（振替口座を当JAに指定）を行い、発行された場合、特設の手続きを経ることなく自動的に「JAカード会員」になるものとします。その場合、残存ポイントは引き継ぐものとし、JAカードが届き次第、「JAカード会員」としてのポイント加算が開始されるものとします。この場合、「JAポイント専用カード」は失効し、使用不可となりますので、お客様で破棄してください。
- 「JAカード会員」から「JAポイント専用カード会員」への会員区分の変更はできません。ただし、「JAカード会員」である当JAの組合員は、JAカードの振替口座を当JA以外の口座に指定するか、または第15条③⑦によって、保有しているJAカードを解約することで、「JAポイント専用カード会員」となることができ、その場合、残存ポイントは引き継ぐことができます。

第11条 免責事項

- 災害・事変等当JAの責めに帰すことのできない事由、または裁判等公的機関の措置等によるやむを得ない事由により、ポイントの取扱が遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当JAは一切の責任を負いません。
- 前項において当JAの責めに帰すべき事由がある場合であっても、特別損害については、その事情の如何を問わず、当JAは一切の責任を負いません。
- 総合ポイントサービスに関するシステム障害の発生などの事由により、ポイントの取扱が遅延した場合、それにより生じた損害について当JAは一切の責任を負いません。

第12条 サービス内容の改廃および規約の変更

- 総合ポイントサービスの内容は当JAの都合で予告なく変更することがあります。変更内容は当JAホームページ、店頭掲示等により告知します。
- 本規約は、当JAの都合で変更することがあります。規約の変更日以降は変更後の規約に従うものとします。
- 当JAの都合により総合ポイントサービスを廃止できるものとします。その場合、総合ポイント会員に対して総合ポイントサービスの廃止の3ヶ月前までにその旨を総合ポイント会員への送付物、当JAホームページ、店頭掲示のいずれかの方法により告知します。
- 前3項による変更や廃止によって総合ポイント会員に万一損害が発生した場合であっても、当JAは一切の責任を負いません。

第13条 個人情報の取扱いについて

- 総合ポイント会員は、申込時点で以下に同意したものとします。
当JAと総合ポイントサービス運営にかかる下記の委託先が、総合ポイント会員の個人情報（氏名、性別、生年月日、住所（本人への郵便不着の有無等を含む）、電話番号、メールアドレス、勤務先等の本人情報）について保護措置を講じたうえで相互に提供し、下記の目的に利用すること。
委託先：株式会社ジェイエイアクト、株式会社ジェイエイファーム六甲、社会福祉法人ジェイエイ兵庫六甲福祉会、全国農業協同組合中央会、兵庫県信用農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会兵庫県本部、JA兵庫情報センター株式会社
<利用の目的>
①当JAが委託先と連携して行う総合ポイントサービスの運営や研究、開発。
②当JAが取扱う信用・共済・営農・経済各事業と付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内。
②当JAは、法令、裁判手続その他の法的手続き、または監督官庁により、総合ポイント会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。
③当JAは、本規約に基づく総合ポイントサービスの業務を上記外の第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託します。
④個人情報に関する開示等のお求めは、最寄りの当JA各支店・本店までお申出ください。なお、お取引内容等に関するご照会も、最寄りの当JA各支店・本店のお取引窓口にお尋ねください。

第14条 反社会的勢力でないことの表明

- 総合ポイント会員は、当JAに対し、本契約時において、総合ポイント会員が次の各号（①号から⑨号を総称して、以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約したものとします。
①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）
②暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
③自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
④暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
⑤取引に関して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為を行う者
⑥風説を流布し、偽計または威力を用いて当JAの信用を毀損し、または当JAの業務を妨害する行為を行う者
⑦役員または経営に実質的に関与している者が前①号から⑥号に該当する者と関係を有する者
⑧前①号から⑥号に該当する者に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
⑨その他前①号から⑧号に該当する者と実質的に一体と解される者
- 総合ポイント会員は、当JAが前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要なと判断する資料を提出しなければならないものとします。
- 総合ポイント会員は、反社会的勢力との間で、契約、取引その他の関係を有しないことを表明し、かつ将来にわたっても関係を持たないことを確約するものとします。総合ポイント会員は、本契約締結後、関係先が反社会的勢力であることが判明した場合、その事実を直ちに当JAに通知するとともに、当該取引先と速やかにその関係を解消しなければならず、当JAは関係解消に至るまでの間損害賠償その他いかなる負担を課せられることなく総合ポイント会員と一切の取引を停止することができるものとします。

第15条 解約等

- 総合ポイント会員は、総合ポイント会員の都合でいつでも退会することができます。ただし、当JAに対する解約の通知は当JA所定の書面によるものとします。なお解約時の残存ポイントは全て失効します。
- 総合ポイント会員お1人につき2契約があることが判明した場合、当JAは、2契約のうち当JAが選択する任意の1契約を解約できるものとします。（個人主義と法人等名義については、同一人とみなしません。）
- 総合ポイント会員が次の各号にひとつでも該当する場合は、当JAはいつでも総合ポイント会員に通知することなく本契約を解約または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。なお解約の場合、解約時の残存ポイントは失効します。
①総合ポイント会員が当JAに対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合。
②総合ポイント会員が死亡・解散した場合
③総合ポイント会員が本契約や当JAと他の取引約定に違反した場合など、当JAが本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合。
④住所変更の届出を怠るなど、当JAにおいて総合ポイント会員の所在が不明となった場合。
⑤総合ポイント会員に支払いの停止または破産もしくは民事再生手続き開始の申立てがあった場合。
⑥総合ポイント会員のうち、「JAポイント専用カード会員」が当JAを脱退した場合。ただし、当JAからの脱退の際にJAカード（本人会員）の申込み（振替口座を当JAに指定）・発行がある個人の方は、「JAカード会員」として残存ポイントを引き継ぐことができます。
⑦総合ポイント会員のうち、「JAカード会員」がJAカードを解約した場合。ただし、組合員、およびJAカードの解約の際に当JAへの加入がある方は、「JAポイント専用カード会員」として残存ポイントを引き継ぐことができるものとします。
⑧総合ポイント会員が、反社会的勢力である場合、あるいは本契約締結後に判明した場合。
⑨総合ポイント会員が、自ら又は第三者を利用して、当JAの店舗及び敷地等において粗野または乱暴な言動をして、他の利用者その他の関係者に迷惑、不安感、不快感を与える場合。
⑩総合ポイント会員が、自ら又は第三者を利用して、当JAの従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。
⑪前条3項の規定にかかわらず、本契約締結前から反社会的勢力との間の取引その他関係があったことが判明した場合および本契約締結後に反社会的勢力との間の取引その他関係が判明したにもかかわらず当JAにその旨を通知しなかった場合。
⑫本契約締結後、反社会的勢力との間の取引その他関係が判明し、その旨の通知後相当期間経過後も当該関係の解消が当JAにより疑いなく確認できない場合。
⑬前条3項による調査協力および資料提出の要求があったにもかかわらず、その協力、提出をしなかった場合。

- 当JAが、前項の規定により契約を解除した場合には、当JAはこれによる総合ポイント会員の損害を賠償する責任を負いません。

第16条 準拠法・管轄

本契約および本契約に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要性が生じた場合には、当JAの本店所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とします。

第17条 その他

JAカードについては、NICOSカード会員規約、さらにキャッシュカード機能が付与されているカードは、JAキャッシュカード規定が別途適用されます。

総合ポイントカタログ(営農経済・生活文化) 交換申込書

※太枠内をご記入ください。

お申込日	年	月	日
郵便番号	〒	—	
ご住所			
電話番号	※日中連絡のとれる電話番号をご記入ください。		
フリガナ			
氏名			
カタログ番号	カタログ品名	使用JAポイント	数
—			
—			
—			

[JA記入欄]

JAカード会員ポイントID <small>※JAカード裏面番号</small>	0 0 1 5						
JAポイント専用カード会員ポイントID <small>※JAポイント専用カード裏面番号</small>	9 7 2 1 3 7						

申込時点 保有JAポイント	—	使用JAポイント	=	残JAポイント		支店・出張所・店		
						受付者印	係印	検印

店舗コード	
受付店舗	

- ①情報ライブラリ掲載のカタログ交換品受付状況一覧表で、最新の受付状況と交換ポイント数を確認する。
- ②各会員カードの裏面を確認し、ポイントIDを補記する(受付者印)
- ③JAポイント残高を確認する(係印)
- ④交換申込書(控)を申込者へ交付
- ⑤原本を企画管理本部へ送付

[JA本店使用欄]

備考	企画管理本部		営農経済事業部	
	担当者印	検印	担当者印	検印

総合ポイントカタログ交換申込書(控)

氏名	様	取扱者印
カタログ品名		
使用JAポイント数	P	

※本店担当部署にてポイント交換処理をいたします。※ポイント交換処理時にポイントが不足すると、カタログ商品に交換はできかねますので、JAポイント残高にご注意ください。
 ※季節品等は天候や気候によりお届けが20日を過ぎる場合がございます。
 ※ご記入いただきました住所・氏名・電話番号等の個人情報は、総合ポイントカタログ交換以外の目的には利用いたしません。

●資産管理事業部掲載分のカタログ交換（JAポイント利用）は、
最寄のJAハウジングにてご相談のうえお申込みください。

●支払い代金の一部又は全部にJAポイントが利用できます。 ※但し、1,000JAポイント以上、
1JAポイント単位でのご利用となります。

リフォームの見積もり



地域に根ざしたJAだからこそ、暮らしに合ったリフォームをご提案。豊富な実績と万全のサポート体制で、より快適・より便利な住まい作りをトータルにお手伝いします。

SI-1
リフォームの見積もり
0JAポイント

シロアリ防除

保証 シロアリ防除施工完了日から5年間保証します。（調湿材は対象外）
※保証については、保証書に記載されている「保証規定」の内容となります。



SI-2
防除処理費（一般施工）



オプション
吸排気換気ファン かくはん換気ファン 調湿材

調査診断は施工の有無に係わらず無料です。
皆様の大切な住まいのチェックのためにも、お気軽にご相談ください。
SI-3
シロアリ調査診断
0JAポイント

畳替え

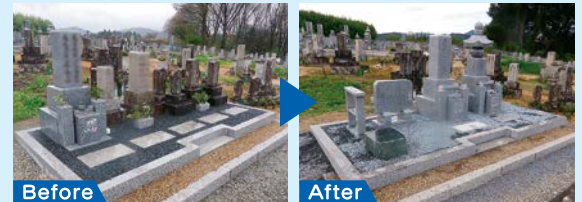
熊本県八代産のい草を使用。種類も豊富に取り揃えております。お気軽にご相談ください。



SI-4 畳替え

墓石の見積もり

お墓の建て替え、移転等何でもご相談ください。
現地調査、お見積もりは無料です。



SI-5 墓石の見積もり 0JAポイント

記帳代行サービス 申込受付中！

組合員のみJAポイント加算対象

《組合員の皆様にかわり、JAが日々の取引記帳を行います》

- 事業に専念できます！ 日常の収支記帳から開放され事業に専念できます。日々の帳簿の記入などにかかる時間を本業に専念したいと思われる方、「記帳代行サービス」が解消します
- 今後の事業計画に！ 収支状況や資産・負債等が把握でき経営改善に役立ちます。また売上費用項目も科目ごとに把握でき、収支計画が立てやすくなります。
- とにかく簡単です！ 領収書・通帳のコピー、現金の入出金が確認できるものを資料として提出していただくだけで、お手を煩わせることなく正規の簿記（複式簿記）の帳簿を作成いたします。

◆青色申告
65万円控除に対応
※電子申告が必要
◆利用料金は
必要経費で処理

契約区分	新規登録料	月額利用料金	(年額)	作成書類	必要書類
①基本契約(本人)	¥33,000	¥11,000	¥132,000	決算報告書 損益計算書 貸借対照表 総勘定元帳	定期訪問時 ・各種領収書 ・現金出納帳 ・貯金通帳の写し
②家族契約		¥7,700	¥92,400		初回訪問時は、定期訪問時の書類に加えて次の書類が必要です。
③共有家族契約 (①または②との 共有持分物件のみ)		¥4,400	¥52,800		・確定申告書(控) ・固定資産税明細書 ・賃貸借契約書 ・未収未払金明細 等

※上記の金額は、すべて税込となります。なお、新規登録料はポイント加算対象の事務受託料に含まれません。

※本カタログに記載の内容(交換品・ポイント数など)は変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。